

環境と人と動物のより良い関係づくり等福岡県におけるワンヘルスの実践促進に関する条例（仮称／素案）

（目的）

第1条 この条例は、福岡県ワンヘルス推進基本条例(令和3年福岡県条例第1号。以下「基本条例」という。)の趣旨にのっとり、本県における環境と人と動物のより良い関係づくりその他のワンヘルスの実践を促進するために必要な事項を定めることにより、県民が現在及び将来にわたって豊かな生態系の恵みを楽しみ、健康に暮らすことができる地域社会の形成に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 愛玩動物 愛玩動物看護師法（令和元年法律第50号）第2条第1項に規定する「愛玩動物」をいう。
- (2) 県保健環境研究所 福岡県が設置する試験研究機関であつて、保健衛生及び環境保全に関する試験検査、分析測定及び調査研究等を行うものをいう。
- (3) 県動物保健衛生所 福岡県が家畜保健衛生所法(昭和25年法律第12号)第1条第1項の規定により設置した組織であつて、同法に定める業務のほか、愛玩動物及び野生動物を含め全ての動物の衛生その他健康に関する業務を併せて所掌する組織をいう。
- (4) ワンヘルス実践団体等 基本条例第17条に規定する団体等をいう。
- (5) 鳥獣 鳥類又は哺乳類に属する野生動物をいう。
- (6) ジビエ 捕獲した鳥獣の食肉又は有効利用が可能な部位をいう。
- (7) プラスチックごみ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号)第2条第3項のプラスチック使用製品廃棄物及びプラスチック素材又はプラスチック副産物の廃棄物の総称をいう。

（県及び市町村の責務）

第3条 県及び市町村は、基本条例第4条及び第5条の規定の趣旨を踏まえ、連携して、本条例の目的の達成に取り組むよう努めるものとする。

- 2 県は、基本条例第11条の規定により策定した行動計画(以下「県行動計画」という。)の推進を図るため、県行動計画に定める事項の趣旨及び意義を県民、事業者及び市町村その他関係機関等に周知し、協力を求めるよう努めるものとする。
- 3 市町村は、その所掌する事務及び実施する施策の遂行に当たり、県行動計画に配慮し、県の取組に協力するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第4条 県民は、前条第2項の規定により県が周知する県行動計画の趣旨及び内容に配慮するとともに、それぞれの生活上可能な範囲において、県行動計画に定める事項に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

- 第5条 農林水産業事業者はその生産、出荷等の事業活動において、商工業事業者はその製造、販売活動等の事業活動において、県行動計画及びこの条例に定める事項に配慮するとともに、その生産品又は製品について、原材料の生産者その他のワンヘルスに関する情報の開示、衛生管理、環境への負荷の低減その他のワンヘルスの実践に努めるものとする。
- 2 知事は、事業者に対し、前項の責務を果たすため必要な情報の提供その他技術的支援を行うよう努めるものとする。

(ワンヘルス実践協定)

- 第6条 この条例の趣旨にのっとり、県と連携してワンヘルスの実践に取り組もうとする市町村は、県行動計画及びこの条例に規定する事項のうち当該市町村が特に重点的に取り組むもの並びにこれらの取組における県の役割又は支援に関する事項を定める協定(以下「実践協定」という。)を県と締結するものとする。
- 2 実践協定を締結した市町村(以下「協定締結市町村」という。)は、当該実践協定に定めた事項の実施に取り組むとともに、県行動計画に定められたその他の事項の実施についても県に協力するよう努めるものとする。
 - 3 県及び協定締結市町村は、実践協定に基づく取組の進捗状況等を勘案し、随時、当該実践協定を見直し、必要な改定を行うものとする。

(ワンヘルス認証)

第7条 知事は、農林水産物又は農林水産物を原材料として製造し、若しくは加工したもののその他の生産品又は製品（以下「生産品等」という。）が、基本条例第9条の規定の趣旨に則った生産品等であると認めるときは、当該生産品等の生産者又は製造者（以下「生産者等」という。）の申請に基づき、その旨を認証するものとする。

2 前項の認証を受けた生産品等（以下「ワンヘルス認証品」という。）には、ワンヘルス認証品である旨を表示することができる。

3 知事は、第1項の認証に、一定期間ごとに更新を要する旨その他必要な条件を付すことができる。

4 第1項の申請の申請の申請の手続及び認証の基準、前項の更新の手続その他ワンヘルス認証品に関し必要な事項は、知事が別に定める。

5 知事は、ワンヘルス認証品の消費及び利用の拡大を図るため、ワンヘルス認証品に関する情報の周知、生産者等の広報に関する支援その他必要な支援を行うものとする。

（ワンヘルス認証の保護）

第8条 何人も、前条第1項の認証を受けていない生産品等にワンヘルス認証品である旨を表示する等、当該生産品等をワンヘルス認証品と誤認させるような行為をしてはならない。

2 知事は、前項の規定に違反する表示その他の行為が行われていることを知ったときは、速やかに事実を確認し、違反行為及び違反行為に係る生産品等の販売を直ちに止めるよう求め、その求めに従わない者には当該行為の中止を勧告することができる。

3 知事は、前項の事実確認のため必要な限度において、当該違反行為に係る生産品等の生産者、販売者その他の事業者に対し、当該生産品等に関する資料の提出及び説明を求めることができる。

4 知事は、第2項の勧告に従わない者があるときは、その旨及びその者の氏名又は名称、勧告の概要その他必要な事実を公表することができる。ただし、その者に対し、あらかじめ弁明の機会を与えなければならない。

5 ワンヘルス認証品について、前条第4項の規定により定められた基準等を遵守し難い事情が発生したときは、当該ワンヘルス認証品の生産者等は、直ちに知事にその旨を報告し、対応について協議しなければならない。

（農林水産物の生産過程等の適切な管理）

第9条 知事は、第7条の規定に基づくワンヘルス認証品の消費及び利用の拡大の取組のほか、県又は第三者機関が、農林水産物の生産から出荷等までの

過程を食品の安全、環境保全又は労働安全等の観点から設けられた基準により適正に管理していることその他の農林水産物の安全性等に関する一定の基準又は要件を満たして生産等が行われていることが確認して認証等を行う手続(以下「GAP認証等」という。)を経た農林水産物の生産等の促進及び消費等の拡大に取り組むものとする。

- 2 農林水産事業者は、前項の取組の趣旨を踏まえ、事業の経営上可能な範囲でその生産から出荷等までの過程の適切な管理に努めるものとし、知事は、農林水産事業者のこれらの取組に対し、情報提供その他必要な支援を行うものとする。

(県の調達等における考慮等)

第10条 知事は、県が利用し、又は使用する物品を調達する場合において、他の法令等により当該物品の選定に付された制限に反しない限り、経済性にも配慮した上で、ワンヘルス認証品又はGAP認証等を経て品質等が確認された農林水産物であることを選定基準として考慮することができる。

- 2 市町村及び事業者は、その事務又は事業に必要な物品を調達する場合において、他に特に考慮すべき選定基準がないときは、ワンヘルス認証品又はGAP認証等を経て品質が確認された農林水産物の利用又は使用を検討するよう努めるものとする。

(食育の推進における配慮等)

第11条 県は、食育基本法(平成17年法律第63号)第8条及び福岡県農林水産業・農山漁村振興条例(平成26年福岡県条例第51号)第6条第1項第13号に規定する食育を推進するに当たっては、基本条例第9条第7項の規定及び前条の規定の趣旨を踏まえ、安全で安心な県産農林水産物に関する情報の提供その他の食育に関する施策を実施するものとする。

- 2 市町村又はワンヘルス実践団体等が前項の食育に関する施策を実施するときは、知事は、広域的な観点からその支援に努めるとともに、前項の趣旨に配慮するよう要請するものとする。

(地産地消の推進における配慮等)

第12条 県は、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号)第3章及び福岡県農林水産業・農山漁村振興条例6条第1項第12号に規定する地産地消を推進するに当たっては、基本条例第9条第7項の規定及び第10条の規定の

趣旨を踏まえ、安全で安心な県産農林水産物の生産の推進、消費者の信頼及び消費意欲の向上に関する施策を実施するものとする。

- 2 市町村又はワンヘルス実践団体等が前項の地産地消に関する施策を実施するときは、知事は、広域的な観点からその支援に努めるとともに、前項の趣旨に配慮するよう要請するものとする。

(食の循環の促進)

第 13 条 県は、基本条例第 9 条第 7 項の規定の趣旨にのっとり、食品、農林水産物等に由来する安全な肥料、飼料等の開発、製造及び利用の促進その他の再資源化に関する事業者の取組を支援するよう努める等、安全で安心な食の循環の構築に向けた取組を推進するものとする。

(動物の継続的調査及び監視等)

第 14 条 知事は、人と動物の過剰な接触を減らす等、その適切な関係性を維持し、人と動物間で人獣共通感染症が伝播することを防止するため、法令の規定及びワンヘルス推進基本条例の趣旨を踏まえ、家畜、愛玩動物及び野生動物で知事が別に指定するものの感染症の保有状況、発生動向等の継続的かつ総合的な調査及び監視に関し必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項の調査及び監視は、県保健環境研究所が県動物保健衛生所と連携して実施するものとする。この場合において、必要と認めるときは、基本条例第 15 条に掲げる者の協力を求め、又は調査及び監視に関する業務の一部を学識経験者、他の研究機関若しくは動物に関する専門的な知識及び経験を有する団体に委託することができる。
- 3 県民及び事業者は、前 2 項の調査等に関係する可能性がある情報を保有するときは、当該情報を県又は市町村に提供する等、県又は市町村の求めに応じ、可能な範囲で当該調査等に協力するよう努めるものとする。

(鳥獣の適正管理の促進)

第 15 条 県は、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を図るため、協定締結市町村との連携の下に、鳥獣の捕獲等による個体数の管理、鳥獣の侵入防止のための柵又は林道、農道、緑地等を活用した緩衝帯の設置及び捕獲した鳥獣の有効利用に資する施策を積極的に実施するよう努めるものとする。

- 2 鳥獣による農林水産業に係る被害防止のための特別措置に関する法律(平成 19 年法律第 134 号)第 4 条の規定による被害防止計画を定めて鳥獣の捕獲等を実施する協定締結市町村が要請した場合において、知事が当該計画の実効

性を確保する上で必要と認めるときは、県においても実践協定に定めるところにより当該計画の対象とされた鳥獣の捕獲等に関する施策を実施し、その取組を支援するよう努めるものとする。

- 3 県は、前2項に規定する施策に係る市町村及び団体等と連携し、対象鳥獣の生息状況その他対象鳥獣の捕獲事業の実施に必要な事項をあらかじめ調査した上で当該施策を実施するよう努めるものとする。

(安全なジビエの振興)

第16条 知事は、捕獲した鳥獣の有効利用を促進するため、市町村、狩猟関係団体、食肉加工事業者、飲食店等と連携し、ジビエの広域的かつ迅速な流通、利用等の体制整備に努めるものとする。

- 2 知事は、市町村及び狩猟関係団体と連携し、鳥獣の捕獲に従事する人材の育成及び前項の連携体制への異業種事業者の参入促進等を図るとともに、産業としてのジビエの確立に取り組むものとする。
- 3 知事は、ジビエ利用における食の安全を確保するため、ジビエの適切な処理等に係る知識、各種技能等の習得並びに施設の整備及び管理に関する講習会を実施すること等により、ジビエの安全な処理及び調理に関する知識、技能等を有する人材の育成に努めるとともに、県民が安心してジビエを楽しめるよう、必要な情報を提供するものとする。

(森林環境の保全等)

第17条 知事は、森林が、水源のかん養、土砂災害の防止、地球温暖化の防止等、様々な公益的機能を有するとともに、第1条に掲げるワンヘルスの実践及び生態系の恵みに関しても極めて重要な役割を果たしていることを踏まえ、本県の森林環境の保全を図るとともに、森林の諸機能の増進に努めるものとする。

(森林におけるワンヘルスの推進)

第18条 県は、人と動物の健康を支える森林の環境及び生態系を守りつつ、県民が広くその恵みを享受できるようにするため、森林及び森林利用施設の整備並びに健康増進及びレクリエーションの場としての森林の活用を促進するものとする。

- 2 県は、アレルギー対策基本法（平成26年法律第98号）第5条に規定された責務を踏まえ、季節的に花粉を大量に飛散させ花粉症の発生源となる杉等の人工林の伐採及び利用、少花粉杉若しくは広葉樹等への植え替え又は花粉

の飛散防止技術の開発を促進し、又はこれらを支援する施策を実施する等、森林の健康増進機能の向上を図るよう努めるものとする。

- 3 県は、基本条例第 16 条の規定により登録を受けた事業者（以下「ワンヘルス宣言事業者」という。）等で、本条の趣旨に賛同し、前 2 項に規定する施策に寄与する取組を行おうとする者と県又は県があっせんする市町村との当該取組に関する協定の締結を促進するものとする。
- 4 前項の協定を締結したワンヘルス宣言事業者等は、協定にその従業員又は職員の取組への参加に関する事項を定め、当該取組をワンヘルスの理念と実践に関する理解を促進する場として活用するよう努めるものとする。
- 5 森林所有者及び市町村は、本条の趣旨を踏まえ、前各項に規定する取組に協力するよう努めるものとする。

（森林等巡視事業の実施）

第 19 条 県は、第 17 条に規定する森林環境の保全及びその機能の増進に関する施策を実施するため、実践協定に定めるところにより、森林の保全又は水源地の管理の状況に関する巡視、調査確認等に関する事業を協定締結市町村とともに実施するよう努めるものとする。

- 2 知事は、前項の事業により、周囲の森林又は人家等に危険を及ぼすおそれがある森林があることを確認したときは、協定締結市町村と連携し、当該森林の所有者又は占有者に対し危険防止のため必要な措置を講ずるよう求めることができる。
- 3 前項の求めにも関わらず所有者等が必要な措置を講じないときは、知事は、前項の危険による被害の発生を回避するため必要な範囲において、当該危険及び前項の求めに関する事実を公表することができる。

（調査、監視及び巡視体制の整備）

第 20 条 知事は、第 14 条及び第 19 条の規定による調査、監視又は巡視に係る事業を効果的かつ効率的に実施するため、次の各号に掲げる者による連携体制を整備し、これらの事業をできる限り一体的に実施するよう努めるものとする。

- (1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 78 条の鳥獣保護管理員
- (2) 鳥獣の保護及び管理又は鳥獣による被害の防止に関する業務に従事する県又は市町村の職員
- (3) 森林、水源地等の管理又は保全に関する業務に従事する県又は市町村の職員

- (4) 県又は市町村の委託又は支援を受けて第 2 号又は第 3 号の業務に従事する者
 - (5) 鳥獣保護、狩猟又は森林の管理若しくは保全に関する営利又は非営利の事業に従事する者若しくはその団体
- 2 知事は、前項に掲げる者のほか、鳥獣保護、狩猟若しくは森林管理に関する事業に従事した経験を有し、又はこれらの事業に有益な知識若しくは経験を有する者で第 14 条又は第 19 条に規定する事業への参加を希望する者を前項の体制に加えることができる。

(水環境等の保全)

第 21 条 知事は、水環境(水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境をいう。)の保全に関し、次の目標に配慮した施策に取り組むものとする。

- (1) 人及び動物(水生生物を含む。)の健康並びに環境の保全を図る上で望ましい水質が維持されること。
- (2) 河川、湖沼等においては、水質、水生生物等の生育及び生存並びに水辺地の保全を勘案した上で適切な水量が維持されること。
- (3) 人と多様な水生生物等が共生できる環境が維持され、水生生物等の豊かさと多様性が守られること。
- (4) 人と水のふれあいの場となり、水質浄化の機能を有する水辺地とその周辺が豊かで多様な水生生物等の生育及び生息環境として維持されること。

2 知事は、大気環境の保全に関し、既存の法令による取組はもとより、大気中の原因物質による健康被害の発生及びそのおそれ迅速かつ適切に対処するため、他の都道府県及び近接する諸外国との情報の共有並びに各試験研究機関による調査研究の共同実施を呼びかける等、広域的な連携に取り組むよう努めるものとする。

(プラスチックごみ対策の促進)

第 22 条 県は、プラスチックごみの大気、河川、海等への流出による生態系への負荷を低減し、これらの環境に生息する生物の健康及び当該生物に由来する産物の安全性を確保するため、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和 3 年法律第 60 号)に基づくプラスチック使用製品廃棄物及びプラスチック副産物の分別収集、再商品化、再資源化等並びにプラスチックに代替する安全な素材を使用した製品の普及に向けた市町村及び事業者の取組を支援するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、プラスチック使用製品の使用量及びプラスチックごみの排出量の削減に努めるとともに、プラスチック使用製品廃棄物及びプラスチック副産物の保管、使用及び排出を適切に行わなければならない。
- 3 県民は、プラスチックごみの削減につながる製品の選択並びに県及び市町村が実施するプラスチックごみの削減及び不法投棄の根絶に向けた取組に積極的に参加し、協力するよう努めるものとする。

(プラスチック使用製品等の適切な管理)

第23条 事業者は、使用を中止し、若しくは終了し、又は将来において再資源化若しくは再生化を行うため、プラスチック使用製品若しくはプラスチック副産物を屋外で管理するときは、法令及び知事又は市町村長が別に定めるところに従い適切に管理しなければならない。

(プラスチックごみ回収等の取組)

- 第24条 県は、協定締結市町村と連携し、実践協定に定めるところにより、住民等による海岸漂着物の回収の取組の支援又は促進に努めるものとする。
- 2 県は、大学その他の研究機関等と連携し、陸上に散在し、又は海洋に流出したプラスチックごみの実態の調査及び流出防止又は回収等の効果的な方法の開発及び実施に取り組むよう努めるものとする。

(ワンヘルス特別保全地域の指定)

- 第25条 知事は、協定締結市町村の申し出に基づき、多様な生物が生育又は生息し、農林水産物の生育に不可欠な水源をかん養する森林、里山等であって、基本条例第9条各項の観点から特に保全する必要があると認める区域を、別に定めるところにより、ワンヘルス特別保全地域として指定することができる。
- 2 前項の指定は、当該区域の土地の所有又は利用の状況等を勘案し、土地利用又は環境に関する規制で規則に定めるものの適用に関し、あらかじめ関係行政機関の長に協議するとともに、当該区域の保全に関する学識経験者の意見及び実態調査の結果を踏まえて行うものとする。
 - 3 ワンヘルス特別保全地域において次の各号に該当する行為を行う者は、あらかじめ知事又は第1項の協定締結市町村にその旨を届け出なければならない。ただし、他の法令の規定に基づき知事又は当該市町村に既に届け出た事項については、この限りでない。
 - (1) 指定区域内の土地に関する権利の譲渡及び取得
 - (2) 指定地域の現状を変更する行為(法令及び他の県条例で規制されている

ものを除く。)で規則で定めるもの

- 4 知事は、前項の届出をした者、県及び第1項の協定締結市町村の職員並びに当該市町村の長が指定する住民の代表者による協議会を開催し、ワンヘルス特別保全地域で禁止される行為、前項第2号の行為に関して遵守すべき措置等に関する協定を締結するよう勧奨するものとする。
- 5 知事は、前項の規定により締結された協定を告示し、協定に違反する者があるときは、違反行為の中止を求めることができるものとする。
- 6 第4項の協議会には、福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第10条第2項から第5項までの規定を準用し、前項の協定に違反する行為があるときは、知事は、当該事実を公表することができる。

（ワンヘルスモデル地区の整備）

- 第26条 県は、環境と人と動物のより良い関係づくりの理念と実践に関する県民の理解に資するため、基本条例第10条第3項のモデル地区として、県が管理する公園、森林その他の施設の中に啓発施設を整備するよう努めるとともに、協定締結市町村が同様の施設を整備しようとするときは、実践協定に定めるところにより、これを支援するよう努めるものとする。
- 2 前項の施設の整備は、ワンヘルスに関する理解を深めるため、当該施設の所在市町村及び県民との協働で進めるものとする。

（ワンヘルス緊急事態への機動的対応）

- 第27条 知事は、ワンヘルスの維持に対する重大な脅威となる事象（以下「ワンヘルス危機事象」という。）の発生に備え、平時より、保健所その他ワンヘルスに関する事項を所管する県及び市町村の機関、県保健環境研究所等の県の試験研究機関を中心とした科学的及び医学的知見に基づく機動的な初動体制を整備するとともに、想定されるワンヘルス危機事象に応じて、基本条例第15条に掲げる者及び九州各県の行政機関、民間団体等も加えた連携体制の整備に努めるものとする。
- 2 知事は、水源、地下水、土壌及び海洋等の汚染又は汚染の危機等、ワンヘルス危機事象が発生したときは、速やかに前項の初動体制及び連携体制の構成員のうち当該危険事象に関係する者に呼びかけ、汚染の防止、汚染の除去、生態系の回復等のため実施すべき方策の協議を求めるものとする。
 - 3 知事の呼びかけを受けた者は、速やかに集合し、各自の役割分担を定め、その役割を責任をもって遂行するものとする。

（ワンヘルスに関する試験研究の充実等）

第 28 条 県が設置し、又は出資した試験研究機関は、相互に連携し、又は民間試験研究機関若しくは事業者と協働して基本条例及び本条例に規定する事項に関する試験研究に取り組み、ワンヘルスに関する科学的知見を深めるとともに、試験研究の成果の実用化等に取り組むよう努めるものとする。

2 前項の試験研究機関は、それぞれの試験研究の継続や権利の保全に支障がない範囲において情報や科学的知見を交換することにより、試験研究の更なる進展を図るよう努めるものとする。

(ワンヘルス関連産業の振興)

第 29 条 県は、前条の規定による試験研究の成果を踏まえ、各分野のワンヘルス宣言事業者と連携し、必要と認めるときはその成果を公開すること等により、本県におけるワンヘルス関連産業の振興を図るものとする。

(実施状況の公表)

第 30 条 知事は、基本条例第 12 条の規定による県行動計画の実施状況の公表に当たっては、本条例の規定に基づく取組の実施状況も併せて公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の見直し)

2 この条例は、基本条例第 12 条の規定による県行動計画の実施状況を踏まえ、その計画期間の満了時期（令和 8 年度末）を目途として、必要な見直しを行うものとする。